

令和7年度

支給認定申請・保育施設入所のでびき (2号・3号認定用)

このてびきには、支給認定申請や保育施設の入所申し込みに関する手続に必要な書類などについて記載しています。
内容をよく読んで申し込んでください。



もくじ	ページ
1. 保育施設利用のために	1～3
2. 子ども・子育て支援制度について	4～6
3. 入所後の手続きについて	7
4. 幼児教育・保育の無償化について	8
5. 保育料・副食費について	9～11
6. 保育料の軽減・副食費の免除対象	12
7. 小城市内の保育施設	13
8. 入所調整の例	14

【問い合わせ先】

小城市教育委員会 保育幼稚園課
保育幼稚園係 TEL 37-6109

1. 保育施設利用のために（申請から入所まで）

① 保育施設入所までの流れ

ならし保育の期間等の
情報も、見学の際に
ご確認ください

入所希望の保育施設を見学

- 事前に施設へ見学を申し込み、お子様と一緒に見学に行く
- 保育の方針や雰囲気などを確認する
- 自宅や職場などから施設へのルートを確認しておく

※見学をされていないと、
受入れが難しくなる
場合があります。

保育幼稚園課へ利用を申し込む

- 教育・保育給付申請書 兼 施設利用申込書と必要な書類をそろえ、入所希望月の受付期限内に申し込む（P2 参照）
- 期限日以降の申し込みは翌月の利用調整となりますので、余裕をもってご提出ください

保育の必要性の認定・入所調整

- 申請書類を基に、保育の必要性や保育の必要量について確認します
- 希望する施設の利用定員を利用申込者が上回る場合には、保育を必要とする調整点数の高い方から順に調整します **（先着順ではありません）**

※小城市が入所調整を行います

入所内定

- 内定者には小城市から電話で連絡します
（4 月入所の方は通知のみ）
- 電話連絡があったらすぐに施設へ連絡し、面談の日程を調整してください
- 小城市から「利用者負担額及び利用契約決定通知書」を送付します

【注意】

4 月入所の場合は、支給認定事務が集中し、審査に時間を要するため、通知書の発送が 1 月中旬になります

面談

- 施設から入所にあたっての説明があります
必ず、施設との面談をお済ませください

入所保留

- 市外の施設を希望していて保留になった方には、小城市から電話で連絡します
（4 月入所の方は通知のみ）
- 保留者には「保育所入所保留通知書」、育児休業からの復職予定でお申込みの方には、これに加えて「育児休業延長証明書」を送付します
市内の施設のみ希望している方は、翌月以降も年度末まで継続して入所調整を行います
- ※ 入所保留の方で、育休を延長される場合は「育児休業延長証明書」を期日までに提出してください

【注意】

希望施設や保育の必要性などを変更される場合は、締切日（P2 参照）までに届出をお願いします

入所（ならし保育から通常保育へ）

入所してからしばらくの間、施設での生活に慣れるために「ならし保育」が実施されます（P6 参照）

《 ご注意ください 》

- 小城市外の保育施設を希望される方は、保育施設の所在する市町村の広域協議受付期限があるため、下記の「申請受付期限」より早くなる場合があります。また、「結果通知発送予定日」も、保育施設の所在する市町村からの回答後となるため、「結果通知発送予定日」より遅れる場合があります。
- **令和7年5月以降の入所を希望される方は、入所を希望される月の前月の受付期限の翌日から受け付けます。**
- 育児休業が終了し、あらかじめ年度途中で職場復帰が決まっている方を支援する目的で通常の申し込みより1か月早く調整を行います。育児休業中に申請した方は、期日までに職場に復帰していただくことが条件となります。職場に復職せず退職した場合や復職証明書の事業所が違う場合は、内定取り消しや退所となります。

②通常申込書受付期限・結果通知等発送予定

入所希望月	申請受付期限	結果通知発送予定
令和7年 4月入所	(1次) 令和6年11月 1日(金) ～ 令和6年11月29日(金)	令和7年 1月 中旬
	(2次) 令和6年12月 2日(月) ～ 令和7年 1月24日(金)	令和7年 3月 中旬
令和7年 5月入所	令和7年 1月27日(月) ～ 令和7年 4月10日(木)	令和7年 4月18日(金)
令和7年 6月入所	令和7年 4月11日(金) ～ 令和7年 5月 9日(金)	令和7年 5月20日(火)
令和7年 7月入所	令和7年 5月12日(月) ～ 令和7年 6月10日(火)	令和7年 6月20日(金)
令和7年 8月入所	令和7年 6月11日(水) ～ 令和7年 7月10日(木)	令和7年 7月18日(金)
令和7年 9月入所	令和7年 7月11日(金) ～ 令和7年 8月 8日(金)	令和7年 8月20日(水)
令和7年10月入所	令和7年 8月12日(火) ～ 令和7年 9月10日(水)	令和7年 9月19日(金)
令和7年11月入所	令和7年 9月11日(木) ～ 令和7年10月10日(金)	令和7年10月20日(月)
令和7年12月入所	令和7年10月14日(火) ～ 令和7年11月10日(月)	令和7年11月20日(木)
令和8年 1月入所	令和7年11月11日(火) ～ 令和7年12月10日(水)	令和7年12月19日(金)
令和8年 2月入所	令和7年12月11日(木) ～ 令和8年 1月 9日(金)	令和8年 1月20日(火)
令和8年 3月入所	令和8年 1月13日(火) ～ 令和8年 2月10日(火)	令和8年 2月20日(金)

③育児休業が終了し、職場復帰が決まっている方が対象

入所希望月	育休終了日	申請受付期限
令和7年 4月入所	～令和7年 5月19日(月)	(1次) 令和6年11月 1日(金) ～ 令和6年11月29日(金)
		(2次) 令和6年12月 2日(月) ～ 令和7年 1月24日(金)
令和7年 5月入所	～令和7年 6月16日(月)	令和7年 1月27日(月) ～ 令和7年 3月10日(月)
令和7年 6月入所	～令和7年 7月15日(火)	令和7年 3月11日(火) ～ 令和7年 4月10日(木)
令和7年 7月入所	～令和7年 8月17日(日)	令和7年 4月11日(金) ～ 令和7年 5月 9日(金)
令和7年 8月入所	～令和7年 9月16日(火)	令和7年 5月12日(月) ～ 令和7年 6月10日(火)
令和7年 9月入所	～令和7年10月16日(木)	令和7年 6月11日(水) ～ 令和7年 7月10日(木)
令和7年10月入所	～令和7年11月16日(日)	令和7年 7月11日(金) ～ 令和7年 8月 8日(金)
令和7年11月入所	～令和7年12月15日(月)	令和7年 8月12日(火) ～ 令和7年 9月10日(水)
令和7年12月入所	～令和8年 1月20日(火)	令和7年 9月11日(木) ～ 令和7年10月10日(金)
令和8年 1月入所	～令和8年 2月16日(月)	令和7年10月14日(火) ～ 令和7年11月10日(月)
令和8年 2月入所	～令和8年 3月15日(日)	令和7年11月11日(火) ～ 令和7年12月10日(水)
令和8年 3月入所	～令和8年 4月15日(水)	

④支給認定申請・施設利用申し込みに必要な書類

1. 令和 7 年度 保育給付申請書 兼 施設利用申込書（児童ごと）
2. 児童の保育・健康状況（児童ごと）
3. 保育の必要性を証明する書類（以下の中で該当するものを提出）

保育が必要な理由	必要書類
仕事をしている (賃金を伴う月60時間以上の就労)	就労証明書 ※雇用主と三親等以内の親族関係がある方は、就労証明書と給与明細書や雇用主の確定申告書の写しが必要です ※内職、自営業（農林漁業含む）をしている方は、就労証明書と下記の添付書類のうちいずれか1つ 開業届、営業許可書、耕作証明、確定申告の写し等
疾病・障がいのため、保育が困難な状態	診断書または障害者手帳（写）等
親族等の介護・看護をしている	介護（看護）状況申立書・診断書や介護保険被保険者証（写）等
出産をする（出産予定日の前後8週を含む月初めから月末まで）	母子手帳（写） ※母の氏名と出産予定日が分かるページ
職業訓練校や専門学校等に通っている	・在学証明書 ・カリキュラムが分かるもの（写）（時間割表と年間行事予定表）
仕事を探している（求職活動）	求職活動申立書

4. 支給認定及び施設利用に関する同意書兼誓約書
5. 保育料の算定に必要な書類（P9 参照）
6. マイナンバーの届出書

⑤申込上の注意点について

- 郵送やFAXでの受付はできません。必ず、窓口へお持ちください。
- 入所日は原則毎月1日です。
- 申請書や添付書類に不足や記載漏れがある場合は、受けとることができません。全ての必要書類を揃えてご提出ください。
- 提出書類の内容が事実と異なる場合、入所内定・決定・支給認定を取り消す場合があります。
- 申請後に保育を必要とする理由が変わった場合は、速やかに必要書類の提出をお願いします。

⑥利用調整について

小城市内の保育施設は、小城市が利用調整を行います。提出された書類で小城市の保育利用調整基準を基に優先順位（点数）を付け、保育を必要とする調整点数の高い方から利用調整を行います。

※先着順や第1希望施設のみ記載されている方が優先されるということはありません。

⑦広域保育施設入所について

小城市にお住まいの場合でも、市外の保育施設を希望することができます。この場合、申込先は小城市となります。保育施設入所申込受付後、施設のある市町村へ保育依頼の協議をする必要があるため、通常の入所決定よりも時間がかかります。

また、市町村によっては広域保育の受入条件を設けている場合がありますので、希望どおり入所できない場合があります。入所の申し込み締め切り日などはご自身で当該市町村に事前に確認された上でご提出ください。

2. 子ども・子育て支援制度について

①支給認定とは

教育・保育施設の利用を希望する場合は、小城市から支給認定を受ける必要があります。

支給認定には3種類あり、認定区分によって利用できる施設や申し込み先が異なります。

認定区分	対象年齢	対象世帯	利用できる施設・事業					申込先
			幼稚園	認定こども園	保育所	小規模保育施設	事業所内保育施設	
1号認定	満3歳～就学前	保育の必要性（無）	○	○（注1）	×	×	×	施設
2号認定	満3歳～就学前	保育の必要性（有）	×	○	○	（注2）	（注2）	小城市
3号認定	0歳～満3歳未満	保育の必要性（有）	×	○	○	○	○	小城市

（注1）満3歳になった翌月から利用できる施設が、市内には複数あります。

（注2）4月1日現在の年齢が2歳の場合、年度途中で満3歳になっても、当年度は小規模保育施設を利用できません。

②保育年齢区分

入所の調整を行う場合は下記の年齢区分により行います。年度の途中で誕生日が来ても年齢区分は変わりません。

【令和7年度年齢区分表】

※クラス年齢は令和7年4月1日時点の年齢です。

※0歳児の保育月齢は、保育施設により異なります。

「小城市幼稚園・保育園案内パンフレット」等で確認してください。

生年月日	年齢区分
平成31年4月2日生まれ～令和2年4月1日生まれ	5歳児
令和2年4月2日生まれ～令和3年4月1日生まれ	4歳児
令和3年4月2日生まれ～令和4年4月1日生まれ	3歳児
令和4年4月2日生まれ～令和5年4月1日生まれ	2歳児
令和5年4月2日生まれ～令和6年4月1日生まれ	1歳児
令和6年4月2日生まれ～	0歳児



③2号・3号の認定基準と有効期間

2号・3号の認定（保育認定）を受けるためには、保護者（父母等）のいずれもが、次のいずれかの理由に該当する場合であって、「保育を必要とする状態であること」が必要となります。

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設の利用可能期間）
仕事をしている（月60時間以上）	就労継続中の期間
疾病・障がいのため、保育が困難な状態	治療・療養が必要なくなる日の月末まで
親族等の介護・看護をしている	介護・看護が必要なくなる日の月末まで
自宅や近所の火災等の災害復旧にあたっている	災害復旧が完了する日の月末まで
出産準備や出産後の休養が必要である	出産予定日の前後8週を含む月初めから月末まで
仕事を探している	有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで
職業訓練校や専門学校等に通っている	最終通学日の月末まで
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがある場合	危険性がなくなるまで
その他	市長が必要と認める期間

■ 障がいのあるお子様や配慮が必要なお子様 ■

保育士の配置等により受け入れができない場合があります。

申し込む前に医療機関で保育施設での集団生活が可能か確認し、お子様と一緒に希望する保育施設へ見学に行き、保育施設へ相談のうえ、入所申請手続きを保育幼稚園課へお願いします。

④求職活動をされている方について

申込時点でお仕事をされていない（求職活動中の）場合、『求職活動申立書』が必要となります。

求職活動での認定になった場合、活動開始日から90日後に該当する月の月末までに就労し、就労証明書をご提出していただく必要がありますのでご注意ください。

※求職活動として認定できるのは、年間で90日間となります。

※期間を過ぎても就労が確認できない場合は、認定取り消し（退所）となります。

⑤妊娠・出産で申請される方について

園の継続利用を希望される場合は、保育の必要性を証明する書類の提出が必要となります。（参照 P3）

認定期間終了後、保育が必要な理由がない場合は退所となります。

※求職活動は除く



⑥保育必要量（保育施設を利用できる時間）

2号・3号の認定（保育認定）を行う場合、同時に保護者の保育を必要とする事由や就労時間等によって保育必要量の認定を行います。

保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類があります。保育標準時間の認定を受けた場合は、1日に最大**11時間**。保育短時間の認定を受けた場合は、1日に最大**8時間**、保育施設を利用することができます。ただし、延長保育を利用する場合はそれ以上利用できます。

なお、保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間の認定を希望される場合は、保育短時間として認定できます。

【保育必要量の例】

保育必要量	認定例
保育標準時間	・両親のいずれもがフルタイムで就労する場合またはそれに近い場合（月120時間以上の勤務） ・父親が就労し、母親が妊娠・出産により、子どもを保育することができない場合 ・ひとり親世帯で、保護者がフルタイムで就労する場合またはそれに近い場合 等
保育短時間	・両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合またはそれに近い場合（月60時間以上120時間未満） ・両親の1人が就労しているが、1人が求職活動をするにより、子どもを保育することができない場合 ・両親のいずれかが育児休業期間中である場合

※就労時間が月120時間未満であっても、勤務時間帯によっては（お迎えの時間に間に合わない等）標準時間での認定となる場合があります。

※同居家族の介護等の理由で保育を必要とする場合は、各家庭の状況から判断した上で保育必要量を認定します。

【利用時間のイメージ】

利用時間から外れた時間を利用する場合または1日に利用できる最大の時間の範囲を超えて利用する場合は、延長保育となります。それぞれの保育施設の標準的な利用時間は、各保育施設にお問い合わせください。

【例】

		8:00		16:00		19:00
保育短時間	延長保育	保育短時間利用			延長保育	
		7:30			18:30	19:00
保育標準時間		保育標準時間利用				延長保育

⑦ならし保育について

入所日からしばらく（※）は、施設での生活に慣れるために「ならし保育」が実施されます。「ならし保育」とはお子さんが集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を半日程度から徐々に延ばしていくという方法です。お子さんがスムーズに集団生活になじめるようになるために必要なものとなりますので、ご理解とご協力を お願いします。

なお、「ならし保育」の期間も保育料は通常通りとなります。ご了承ください。

※ならし保育の期間や内容は園によって異なりますので、あらかじめ見学の際などにご確認ください。

3.入所後の手続きについて

①支給認定区分や認定内容の変更、取消等

家庭状況等に変更が生じた場合は、手続きが必要です。

速やかに保育幼稚園課に連絡し、必要な手続きを行ってください。

- ・子ども・保護者の氏名・住所変更
- ・婚姻・離婚による世帯員の増減
- ・祖父母との同居・別居等による世帯員の増減
- ・保護者の勤務先変更（退職）
- ・妊娠・出産
- ・育児休業の取得

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合、保育認定を取り消される場合や、必要性の事由の変更に
よっては、保育の必要量が変更になる場合があります。

変更内容は、**毎月25日までに届出**されたものが、翌月から適応されます。（世帯同居、婚姻除く）

※25日が土日祝日の場合は、その前の平日まで

②支給認定証の交付

小城市では、令和5年4月1日入所分から、支給認定証の交付が「任意」となっています。

● 支給認定証の交付を希望しない場合

手続きの必要はありません。支給認定情報を記載した「利用者負担額及び利用契約決定通知書」を発行します
ので、内容をご確認ください。

● 支給認定証の交付を希望する場合

支給認定証交付申請書を提出していただく必要があるので、希望される場合は保育幼稚園課にお問い合わせくだ
さい。

申請後、支給認定証を発行します。発行までに時間がかかりますのでご了承ください。

③退所について

ご都合により退所をされる場合には、速やかに退所届の提出が必要です。退所日は、原則として月末となり
ます。提出がなかったり、遅れたりした場合には、実際に利用したか否かにかかわらず保育料が発生する
場合がありますので、速やかに手続きをしていただきますようお願いいたします。

また、保育施設の利用中に無断または特別な理由がなく、長期間（概ね1か月以上）利用しなかった場合には、
支給認定の有効期間中であっても、利用決定を取り消す（退所となる）ことがありますのでご注意ください。

4. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月から幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されました。

①対象となる施設・事業

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育施設（小規模保育施設、事業所内保育施設）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）

②対象者・利用料

- 保育の無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日（3歳児クラス）から小学校入学前までの3年間です。
- 0歳から2歳までの子どもたちは、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちは、副食（おかず・おやつなど）の費用が免除されます。（P12（図 1）参照）

- 多子軽減制度【P12（図 2）参照】は継続して適用します。

～無償化の適用となる種類～					
全ての3歳～5歳児			住民税非課税世帯の0歳～2歳児		
	保育の必要性の認定を受けていない子ども [専業主婦(夫)家庭など]	保育の必要性の認定を受けた子ども [共働き、ひとり親で働いている家庭など]		保育の必要性の認定を受けていない子ども [専業主婦(夫)家庭など]	保育の必要性の認定を受けた子ども [共働き、ひとり親で働いている家庭など]
保育園〔2号〕	—	無償	保育園〔3号〕	—	無償
幼稚園〔1号〕	無償		認定こども園〔2号・3号〕	—	無償
認定こども園〔1号・2号〕	無償		地域型保育事業〔3号〕 (小規模保育施設等)	—	無償



5.保育料・副食費について

①算定方法・算定に必要な書類について

保育料は、市町村民税の「所得割額（住宅借入金等の税額控除前のもの）」を用いて決定します。

下表に該当する場合は、それぞれの資料を必ず提出してください。

（「※」の表示がされている箇所は、マイナンバー届出書に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合省略可）

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合	「児童扶養手当証書（写）」（※） 「ひとり親家庭等医療受給資格者証（写）」（※） 「保護者の戸籍謄本」 「離婚届受理証明書」のいずれかの書類
同居の親族の中に障がい者等がいる場合（※）	「障害者手帳（写）」「療育手帳（写）」など
兄弟が私学助成の幼稚園や特別支援学校の幼稚部等や 児童発達支援等の制度を利用している場合	在学証明書
現在離婚調停中の場合	離婚調停中を証明する公的な書類 （裁判所からの証明または期日呼出状）
令和6年1月1日に小城市に居住していなかった場合（※）	・令和6年度市町村民税課税証明書 （所得金額及び課税額の記載のある証明書のみ有効） （令和6年1月1日の住所地で取得）
令和7年1月1日に小城市に居住していなかった場合（※）	・令和7年度市町村民税課税証明書 （所得金額及び課税額の記載のある証明書のみ有効） （令和7年1月1日の住所地で取得）

➤ 税情報が確認できない場合（税未申告または転入者が課税資料未提出、税の更正をされた場合）

- ・市が定める仮の保育料を適用し、税情報確認後に改めて算定を行います。
納付された保育料の差額は遡って追徴または還付となります。
- ・税の更正が行われた場合は、更正が分かった翌月から利用者負担額を算定します。

➤ 婚姻した・祖父母との同居・障がい者手帳所持者との世帯分離の場合

- ・その事実が発生した翌月からの適用となります。家庭状況変更届を提出してください。

➤ 離婚した（離婚後も同居している場合を除く）・祖父母との別居・障がい者手帳の取得の場合

- ・戸籍謄本と家庭状況変更届を提出した翌月からの適用となります。
- ・離婚調停中の方は、それを証明する公的な書類（裁判所からの証明や期日呼出状など）をご提出ください。

➤ 祖父母等と同居している場合

- ・児童の父母ともに市町村民税所得割が非課税かつ、父母の収入がどちらも103万円未満の場合は、世帯分離に関係なく、同居の扶養義務者（祖父母等）の市町村民税等により保育料を算定します。

小城市保育料基準表

● 保育認定（２号・３号認定）

※年齢区分は当年度４月１日時点での年齢となります。

※主食費・副食費は各施設で料金が異なります。詳細は保育施設にお問い合わせください。

※保育認定の保育料は、保育標準時間（１１時間）と保育短時間（８時間）の２つの区分に分かれます。

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	保育料（円/月額）		給食費	
		３歳児未満		３歳児以上	
		標準時間	短時間	主食費	副食費
A	生活保護・里親世帯	〇	〇	有料	無料
B	市町村民税非課税世帯 （母子・父子世帯等）	〇 (〇)	〇 (〇)		
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 （母子・父子世帯等）	19,500 (9,000)	19,300 (9,000)		
D1-A	48,600円以上 57,700円未満 （母子・父子世帯等）	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)		1子：有料 2子：有料 3子：無料
D1-B	57,700円以上 72,800円未満 （母子・父子世帯等）	25,000 (9,000)	24,600 (9,000)		
D2-A	72,800円以上 77,101円未満 （母子・父子世帯等）	30,000 (9,000)	29,600 (9,000)		
D2-B	77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,600		
D3	97,000円以上 133,000円未満	40,000	39,400		
D4	133,000円以上 169,000円未満	44,500	43,800		
D5	169,000円以上 301,000円未満	51,000	50,200		
D6	301,000円以上 397,000円未満	62,000	61,000		
D7	397,000円以上	73,000	71,800		

● 教育認定（１号認定）

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	給食費	
		主食費	副食費
A	生活保護・里親世帯	有料	無料
B	市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む） （母子・父子世帯等）		
C	市町村民税所得割課税額 77,101円未満 （母子・父子世帯等）		
D1	77,101円以上 211,201円未満		有料
D2	211,201円以上		

【保育認定】

- ①小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に第２子は半額、第３子以降は無料。
【P12（図2）参照】
- ②市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は①に関わらず、最年長の子どもから順に２人目は半額、３人目以降は無料。
【P12（図1）参照】
- ③ひとり親世帯・障害者手帳等を有する世帯は、市町村民税所得割額77,101円未満（C階層からD2-A）の場合は、
①に関わらず、最年長の子どもから順に１人目は各階層の下段の額、２人目以降無料。【P12（図1）参照】
- ④４月から８月は前年度の市町村民税、９月から３月は当年度の市町村民税に基づき算定。

②保育料・副食費の切り替え時期

毎年9月が保育料・副食費の免除判定の切り替え時期になります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R 6 年度の市町村民税に基づく額						R 7 年度の市町村民税に基づく額					

※ 令和7年度の途中に満3歳児となり、認定区分が3号認定から2号認定へ変更になった場合でも、令和7年度中の保育料は変わりません。

③保育料の納付について

【市立認定こども園・市立保育園・私立保育園・小城市外の認可保育園】

保育料は、小城市に納付してください。

1. 納付期限：月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）
2. 納付方法：口座振替払いまたは納付書（毎月中旬に配布予定）払い

《口座振替の手続きについて》

入所の決定後に市内指定口座の金融機関、市立保育園、保育幼稚園課に備えている「小城市税等口座振替依頼書」に記入し、金融機関に直接ご提出ください。

※保育料が納付期限後に未納となっている場合、児童手当からの徴収や給与等の差し押さえを行うことがあります。

【私立認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設】

保育料は、入所している施設に納付してください。各施設で納付方法が異なりますので、施設にご確認ください。

④副食費（おかず代）の納付について

【市立認定こども園・市立保育園】

副食費は、小城市に納付してください。

1. 納付期限：月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）
2. 納付方法：口座振替払いまたは納付書（毎月中旬に配布予定）払い

《口座振替の手続きについて》

市立認定こども園または保育園、保育幼稚園課に備えている「小城市税等口座振替依頼書」に記入し、金融機関に直接ご提出ください。

【私立保育園・私立認定こども園】

提供されているお昼ご飯の内容や児童数が異なるため、入所している施設によって金額が異なります。

副食費は、入所している施設に納付してください。各施設で納付方法が異なりますので、施設にご確認ください。

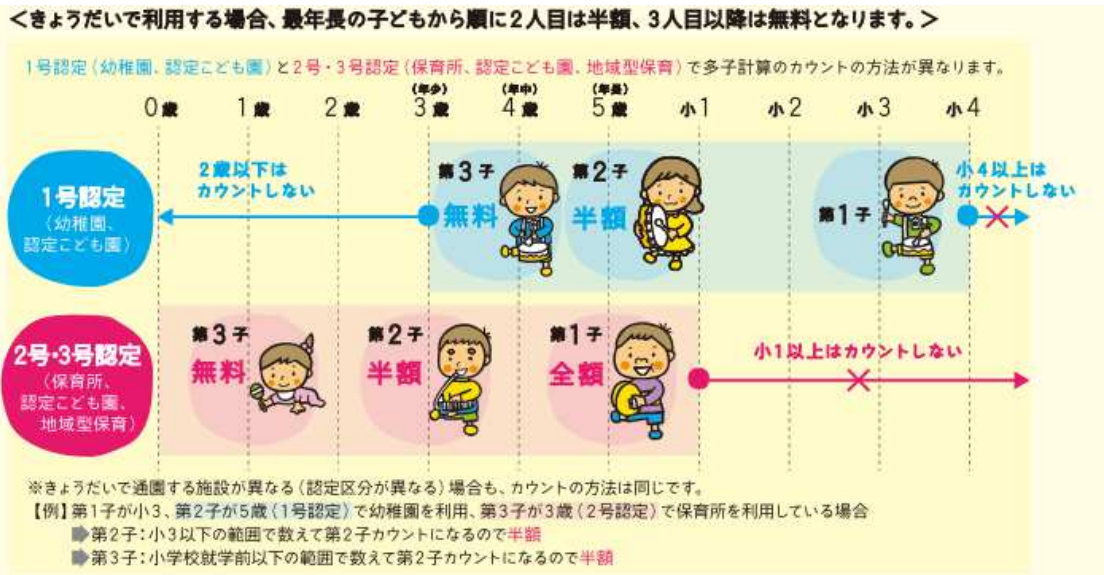
6.保育料の軽減・副食費の免除対象

同一世帯において2人以上の子どもが保育施設に入所している場合は、在籍している児童の認定区分で軽減内容が変わります。

(図1)



(図2)



7. 小城市内の保育施設

① 保育施設（認可）

就労などの理由により、保護者に代わって保育を行う施設です。

施 設 名		住 所	電 話 番 号
市 立	小城保育園	小城町畑田 44 番地	72-4307
	砥川保育園	牛津町上砥川 1413 番地 1	66-0562
私 立	いわまつ保育園	小城町岩蔵 1929 番地	37-1363
	さくら保育園	三日月町長神田 1170 番地 1	73-7272
	砥川みのり保育園	牛津町上砥川 1233 番地 1	66-7888

② 認定こども園（認可）

幼稚園と保育施設の両方の機能を併せ持つ施設です。

施 設 名		住 所	電 話 番 号
市 立	認定こども園三日月幼稚園	三日月町三ヶ島 88 番地 1	73-2601
私 立	小城ルーテルこども園	小城町 170 番地 2	72-3221
	みさとなごみ園	小城町栗原 1 2 4 0 番地	37-3321
	たちばな保育園	三日月町久米 1200 番地	73-2782
	おひさまこども園	三日月町堀江 465 番地 12	72-7707
	牛津ルーテルこども園	牛津町牛津 664 番地	66-0347
	牛津こどもの森	牛津町柿樋瀬 324 番地 4	63-8848
	あしかりこども園	芦刈町三王崎 327 番地 2 2	66-4836

③ 小規模保育施設（認可）

0～2 歳児の子どもを対象に小規模な環境で、家庭的保育に近い環境のもと保育が行われる施設です。

施 設 名		住 所	電 話 番 号
私 立	みどり保育園	小城町松尾 4509 番地 10	72-6022
	小規模保育園おほほ	三日月町金田 61 番地 8	73-2948
	砥川みのり小規模保育園	牛津町上砥川 1 2 3 3 番地 1	66-8980
	小規模保育園みらい	芦刈町三王崎 1 5 6 番地 1 1	66-4572

④ 事業所内保育施設（認可）

企業が従業員の子どもに加えて、地域住民の保育を必要とする子どもたちにも保育を提供する施設です。

施 設 名		住 所	電 話 番 号
私 立	ひらまつ保育園	小城町松尾 4010 番地 4	72-2141

⑤ 企業主導型保育施設（認可外）

内閣府指導により、「認可保育施設と同基準」で運営をしている施設です。

申込は 直接 施設へお願いします。

施 設 名	住 所	電 話 番 号	備 考
すまいる保育園	三日月町堀江 288 番地 7	37-3725	・一時預かり保育 ・病児保育

8. 入所調整の例

△月の空き状況		希望者	指数	第一希望	第二希望	第三希望	選考結果
A 保育所	なし	Xさん	46点	A 保育所	記入なし	記入なし	⇒入所保留
B 保育所	1人	Yさん	46点	A 保育所	B 保育所	C 保育所	⇒B 保育所入所決定
C 保育所	1人	Zさん	26点	B 保育所	A 保育所	C 保育所	⇒C 保育所入所決定

Xさんの場合

第一希望(A 保育所)：A 保育所のみ希望だったため、空きがなく入所保留となった。

Yさんの場合

第一希望(A 保育所)：空きがないため保留。

第二希望(B 保育所)：一人分の空きがあり、Zさんと比べて指数が高かったためB 保育所で入所決定となった。

第三希望(C 保育所)：第二希望の時点で入所が決定したため、調整はしない。

Zさんの場合

第一希望(B 保育所)：一人分の空きはあったものの、Yさんと比べて指数が低かったため保留。

第二希望(A 保育所)：空きがないため保留。

第三希望(C 保育所)：一人分の空きがあり、Zさん以外に希望者がいなかったためC 保育所で入所決定となった。